

議案第93号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
の一部を改正する条例制定の件

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一
部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年鹿児島県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項を次のように改める。

4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号（法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務であって規則で定めるものを行うことができる。

(1) 私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）の設置者 別表第1の1の項第1号及び第2号に掲げる事務

(2) 私立の高等学校専攻科等（高等学校，中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の専攻科をいう。以下同じ。）の設置者 別表第1の1の項第3号に掲げる事務

別表第1の1の項中第6号を第7号とし，第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ，第2号の次に次の1号を加える。

(3) 高等学校専攻科等の生徒の教育に係る経済的負担を軽減するための支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第1の2の項中第2号を第4号とし，第1号を第3号とし，同号の前に次の2号を加える。

(1) 高等学校等を退学した後公立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支給に関する事務であって規則で定めるもの

(2) 高等学校の専攻科の生徒の教育に係る経済的負担を軽減するための支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

1 この条例は，公布の日から施行する。

2 住民基本台帳法施行条例（平成14年鹿児島県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「高等学校等のうち私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人その他規則で定めるものの設置するもの」を「私立の高等学校等」に改める。

別表第1中6の項を削り，5の項を6の項とし，4の項を5の項とし，3の項を4の項とし，同項の前に次の1項を加える。

3 高等学校，中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の専攻科の生徒の教育に係る経済的負担を軽減するための支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第1中7の項を削り，8の項を7の項とし，9の項から11の項までを1項ずつ繰り上げ，12の項を13の項とし，同項の前に次の2項を加える。

11 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）による認定特定行為業務従事者認定証の交付に関する事務であって規則で定めるもの

12 介護保険法（平成9年法律第123号）による介護支援専門員の登録に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2中3を5とし，2を4とし，1の次に次のように加える。

2 高等学校等を退学した後公立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支給に関する事務であって規則で定めるもの

3 高等学校の専攻科の生徒の教育に係る経済的負担を軽減するための支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき，個人番号を利用することができる事務を追加する等のため，所要の改正をしようとするものである。